

志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

平成25年10月4日
北陸電力株式会社

当社は、本日(10月4日)、志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定¹(以下、「保安規定」)の変更認可を原子力規制委員会に申請しましたので、お知らせします。

今回の保安規定の変更認可申請は、電気事業法に基づく検査等を核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に一元化する国の法改正等を反映するものであり、原子力規制委員会規則に基づき、平成25年10月7日までに変更認可申請を行う必要があるものです。

主な変更内容は、以下のとおりです。

- ・溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施に関する記載を追記
- ・電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等を追記
- ・実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則²の反映

今後、申請の内容について国の審査を受けることとなります。

以 上

1 原子炉施設保安規定

原子炉の運転や保安のために必要な事項を定めた規定であり、事業者が作成・申請し、国の認可を受けているもの。

2 実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

工事計画に対する認可基準として、新しく原子力規制委員会が設けたもの。